

景観形成基準

項目		内 容
共通事項	指 針	・中世から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田の広がりと集落のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。
	基 準	・景観資産を保護する。
建築物および屋敷地	指 針	①建築物(改修) ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 (新築) ・新築する場合は、基本的に地域の景観に調和するような構造、高さ、色彩で和風とする。 (付属屋) ・車庫等で付属屋についても木造を基調とし、地域の建築物と調和させる。 (建築設備) ・建築設備等はできるだけ道路より見えないようにする。 ②屋敷構え ・主屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ③緑化の奨励 ・屋敷における庭木、生け垣、草花
	基 準	①建築物(規模) ・新築する建築物の最高の高さは、13mを超えないこと (形態意匠) ・構造:新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根:和型瓦葺を基本とし、色彩については、既存家屋の色彩または自然色あるいは低彩色とする。 ・外壁:板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は、自然素材色を基調とする。ただし、付属屋は景観に調和したものと ②屋敷構え ・敷地の履歴を配慮したものとし、前庭を設ける ③緑化 ・外構については、低木を基本とし、景観に調和させる
工 作 物	指 針	①鉄塔等 ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。周辺と調和する色彩とする。 ②各種工作物 ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 ③屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源を明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 ④自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内及び店舗に属するものは除く)。 ⑤その他 ・景観に配慮する
	基 準	①工作物 ・やむを得ず立地する工作物は、緑化等により目立たないようにするなど、景観に配慮する。 ・色彩は低彩度色を基調とする。
(開発行為として土地の形質の採取等を含む)	指 針	①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。 ②土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的にには行わない。
	基 準	①農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 ②新たなり面、土地の造成 ・新たなり面の築造は、次によること やむを得ず行う場合は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する
木材の伐採等	指 針	①木竹、景観木等の保全 ・歴史的景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 ②森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 ③鎮守の森 ・鎮守の森の立木伐採において皆伐は行わない。 ③駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等の大規模なものにあつては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。
	基 準	①景観木等の保全 ・やむを得ず伐採した場合は、跡地に植栽を行う。
屋外物の堆積	指 針	①農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける(ただし、農業目的のものはその限りではない)。
	基 準	①長期にわたる土石、廃棄物、再生资源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5mまたは面積50㎡を越える土石、廃棄物、再生资源等の堆積は行わない(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。

【工作物の定義】

※ 景観法には工作物の定義がなされていないので、小崎については下記のように工作物を位置づける。
【工作物】電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、水田法面、宅地の擁壁石積み、階段等の石積み、公共工事で建設される人工物等